

小規模事業者持続化補助金＜創業型＞第3回申請における様式4発行に係る必要書類（熊本商工会議所）

【全事業者用】

必要書類		個人	法人	NPO	✓
<p>「申請時によくある質問」2ページ「A1-8」並びに 「小規模事業者持続化補助金＜創業型＞第3回交付申請 J グランツ申請入力手引き」8ページ参照</p>					
様式1 様式5	<p>申請内容を入力したJグランツ画面を印刷 またはPDF出力後に印刷したもの （「公募要領」19ページ8.（2）①・②、24ページ並びに 「小規模事業者持続化補助金＜創業型＞第2回交付申請J グランツ申請入力手引き」13～15・30ページ参照）</p>				
様式2 様式3	<p>(1)申請内容を入力したJグランツ画面を印刷 またはPDF出力後に印刷したもの (2)経営計画書兼補助事業計画書①（様式2:Word）と補助事 業計画書②（様式3:Excel）を印刷したもの ※Jグランツと書類で重複する内容は、両方記載。（「公募要 領」19ページ8.（2）①・②、24ページ並びに「小規模事業 者持続化補助金＜創業型＞Jグランツ申請入力手引き」16～ 28ページ参照）</p>		○		
様式4	<p>所属地区と会員の有無を入力したJグランツ画面を印刷また はPDF出力後に印刷したもの</p>				
様式6	<p>宣誓・同意書（自署した原本）</p>				
直近の所得税の確定申告書（第一表、第二表）		○			
（青色申告の場合）所得税青色申告決算書（1～4面）		青色申告のみ			
（白色申告の場合）収支内訳書（1～2面）		白色申告のみ			
（決算期を一度も迎えていない場合のみ） すでに事業活動を開始してい る事業者は、開業以降売上が発生していることを証する証する売上台帳 等（任意様式）の写し（まだ事業活動を開始していない事業者は、実績 報告時に提出。公募要領5ページ2.補助事業者(1)※1:参照）		該当者のみ			
開業日が記載された（ない場合は無効）開業届の写し		○			
直近1期分の貸借対照表、損益計算書※損益計算書がない場合は確定申 告書（表紙および別表四（所得の簡易計算））の写し			○		
（決算期を一度も迎えていない場合） すでに事業活動を開始している事 業者は、設立以降売上が発生していることを証する証する売上台帳等 （任意様式）の写し（まだ事業活動を開始していない事業者は、実績報 告時に提出。公募要領5ページ2.補助事業者(1)※1:参照）			該当者のみ		
貸借対照表および活動計算書（直近1期分）並びに法人税確定申告書 （別表一および別表四（所得の簡易計算））（直近1期分）※収益事業を行 っているも、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は申請不可。				○	
（決算期を一度も迎えていない場合のみ） すでに事業活動を開始してい る事業者は、設立以降売上が発生していることを証する証する売上台帳 等（任意様式）の写し（まだ事業活動を開始していない事業者は、実績 報告時に提出。公募要領5ページ2.補助事業者(1)※1:参照）				該当者のみ	
現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（申請書提出日から3か 月以内の原本（または原本のPDFファイル）。 ※個人事業から法人化し た場合は、個人事業の開業日の記載がある開業届をあわせて提出。				○	
「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支 援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を受けたこ との証明書 ※熊本市が発行した特定創業支援等事業により支援を受けた との証明書の写しを提出（特定創業支援等事業の修了証は不可）			○		
創業計画書等 ※「特定創業支援等事業」において策定された創業計画 書等または、「特定創業支援等事業」による支援を受けた後に策定された 創業計画書等（計画書の名称が経営計画書や事業計画書等でも対象）			提出は任意		

【インボイス特例の場合】

必要書類		個人	法人	NPO	✓
様式 9	インボイス特例申請に係る宣誓・同意書（自署した原本） ※様式は個人事業主用・法人用いずれかを使用		○		
<登録済の事業者>適格請求書発行事業者の登録通知書の写し <電子申告（e-Tax）で登録申請手続中の事業者>・登録申請データの「受信通知」 ○登録申請データの「受信通知」は、下記HPで確認可能です。ご参照ください。 国税庁 HP : https://www.e-tax.nta.go.jp/			該当者のみ		

【事業承継加点の場合】※様式 10（事業承継診断票）の発行を依頼してください。

必要書類		個人	法人	NPO	✓
代表者の生年月日が確認できる公的書類（例：運転免許証写し、健康保険証写し、住民票原本）※マイナンバー記載の場合は、番号を黒塗り 「後継者候補」の实在確認書類 ① 会社で「他の役員（親族含む）」の場合：追加提出書類不要（必須の提出書類である「現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」で確認） ② 会社または個人事業主で「従業員（親族含む）」の場合：当該従業員にかかる「雇用契約書」の写し（または当該従業員を雇用していることが分かる書類の写し） ③ 個人事業主で「家族専従者」の場合：必須の提出書類である「確定申告書または青色申告決算書」において専従者であることが確認可能なら、追加資料は不要。 ④ ①～3 以外の場合：实在確認用の公的書類（本人の運転免許証の写しや住民票等）			○		

【経営力向上加点の場合】

必要書類		個人	法人	NPO	✓
基準日までに認定を受けた「経営力向上計画」の認定書の写し			○		

【くるみん・えるぼし加点の場合】

必要書類		個人	法人	NPO	✓
基準適合一般事業主認定通知書の写し			○		

【小規模事業者卒業加点の場合】

必要書類		個人	法人	NPO	✓
様式 8	小規模事業者卒業加点の申請に係る誓約書（自署した原本）		○		
労働基準法に基づく最新の労働者名簿（常時使用する従業員分のみ）					

【住宅宿泊事業者が宿泊施設に機械装置等を導入する場合、または改装する場合】

必要書類		個人	法人	NPO	提出✓
住宅宿泊事業法第3条第1項の届出書の写し （書面で届出をした場合は、「住宅—宿泊事業法第3条第1項の届出書」を提出し、電子で届出をした場合は、民泊制度運営システムの「事業者届出情報」を印刷したものを提出）			○		